

受検車両の事故が 発生しています

注意

先般、近畿運輸局管内の自動車検査登録事務所敷地内において、受検車両（大型ダンプ）の運転者が、ダンプ荷台とフレームの間に挟まり死亡するという痛ましい事故が発生しており、下記「事故防止徹底」についての通達がありましたのでお知らせいたします。

会員の皆様におかれましては、事故が起こらないよう十分注意していただきますようお願いいたします。

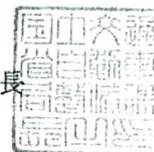
記

別紙1

国自整第143号の3
令和2年8月25日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



運輸支局等の敷地内における事故防止の徹底について

平素は、国土交通行政にご理解、ご協力頂きありがとうございます。

先般、近畿運輸局管内の自動車検査登録事務所敷地内において、受検車両（大型ダンプ）の運転者が、ダンプ荷台とフレームの間に挟まり死亡するという痛ましい事故が発生しました。

貴会におかれましても、受検機会のある傘下会員に対し、一層の事故防止にご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

なお、標記について、別添のとおり、独立行政法人自動車技術総合機構理事長あて、事故防止の徹底を依頼したので了知いただくようお願いいたします。



別添

国自整第143号の2
令和2年8月25日

独立行政法人
自動車技術総合機構 理事長 殿

国土交通省自動車局整備課長



運輸支局等の敷地内における事故防止の徹底について

先般、近畿運輸局管内の自動車検査登録事務所敷地内において、受検車両（大型ダンプ）の運転者が、ダンプ荷台とフレームの間に挟まり死亡するという痛ましい事故が発生しました。

つきましては、今一度、貴機構職員はもとより、受検機会のある関係者に対し、受検時における安全意識の啓発、受検時の遵守事項について注意喚起を図り、引き続き、事故防止の徹底について万全を期されるようお願いいたします。



別紙2

自企企第10号の2
令和2年8月25日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

独立行政法人自動車技術総合機構
理事長 柳川 久治



検査場における受検車両に係る事故防止について（協力依頼）

平素は、当機構業務にご理解、ご協力頂きありがとうございます。

先般、近畿検査部管内の自動車検査登録事務所の敷地内において、受検車両（大型ダンプ）の運転者が、ダンプ荷台とフレームの間に挟まり死亡するという痛ましい事故が発生しました。

当機構の敷地等における自動車の整備等については、審査事務規程4-1「敷地等における秩序維持等」にて禁止するとともに、検査場入口にその旨を掲示する等により受検者等に周知・徹底しているところですが、今回の死亡事故発生を受け、貴会におかれましても受検機会のある傘下会員に対し、あらためて「敷地等における秩序維持等」の遵守について周知し、一層の事故防止にご協力頂きますようお願いいたします。

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程（抜粋）

第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1 敷地等における秩序維持等

(1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
- ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
- ③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
- ⑤ 受検車両の運転者（1名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
- ⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を4km/hを超える速度で運行しないこと。また、急発進や急停止をしないこと。
- ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
- ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
- ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
- ⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
- ⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
- ⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
- ⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。
- ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
- ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
- ⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
- ⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
- ⑱ 検査担当者の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。
- ⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
- ⑳ その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。